

## 長野県企業局広報事業に係る調査等業務委託仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県企業局（以下「委託者」という。）が行う長野県企業局広報事業に係る調査等（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

企業局は、住民生活に密接なライフラインである電気事業及び水道事業（以下「事業」という。）を実施しているが、近年、エネルギー情勢の変化、脱炭素社会に向けた取組の加速、頻発する大規模災害、技術革新、人口減少の進行等、事業を取り巻く社会環境は、大きな変革期を迎えており、令和2年度に長野県公営企業経営戦略の改定を予定している。

今後、当該戦略に基づく事業拡大等を円滑かつ効果的に推進していくためには、企業局のミッション、ビジョンに対する県民、関係機関等ステークホルダーとの相互理解を加速化させ、企業局に対する評価を一層高めていくことが必要であり、その有効な手段となる広報事業の戦略的な推進が欠かせない。

こうしたことから、企業局が、現在、取り組んでいるC I・P R等の広報活動を、より戦略的に実施していくための効果的な手法を見出すため、「広報事業に係る現状分析」、「類似事業者の広報事業調査」、及びこれらの結果に基づく「今後の企業局の広報事業の方向性に関する提案」求めるものである。

### 2 業務実施場所

長野県内一円（その他取材に必要な箇所があればその範囲）

### 3 委託期間

委託契約の締結日から令和2年3月23日（月）まで

### 4 業務内容

#### (1) 広報事業調査

委託者が現在実施（予定を含む）している広報事業が企業局C Iの推進等に資するものかを調査し、その評価を行うこと。

なお、調査に当たっては、企業局本庁及び現地機関の広報事業担当者へのヒアリング等を行うこと。

#### ア 評価項目

イベント、広報誌、ホームページ、SNS、PRグッズなど、長野県企業局が提供する調査対象項目（以下「調査対象項目」という。）

#### イ 評価手法

(ア) 調査対象項目に係る「評価の視点」を設計し、評価票を作成の上、評価すること。

なお、設計に当たっては、「企業局C Iの推進」、「円滑な電気及び水道事業の推進」、

- 「業務の効率化（しごとの減量化）」、「専門人材の確保」に資する視点を必置とし、その他の視点については、受託者の提案を踏まえ、委託者と協議の上、決定することとする。
- (イ) 評価に当たっては、各種見学会、ダムスタンプラリー等、個別の広報事業ごとに評価を行い、これらに係る調査対象項目（イベント全体、広報誌全体等）ごとの評価を実施した上で、全ての調査対象項目を総括した広報事業全体の総合評価を行うこと。
- (ウ) 評価に当たっては、できる限り「評価の視点」を数値化するなど、分かりやすい評価結果となるよう努めること。
- (エ) ホームページの評価については、現在使用しているホームページが、閲覧者にとって情報を得やすい構成になっているか、などを検証した上で評価すること。

## (2) 類似事業者調査

- ア 委託者が実施している事業と類似する事業を実施している事業者（公営企業及び民間事業者各1者以上）の広報事業に関し、その内容や手法等に関する調査を行い、事例の収集を行うこと。
- イ 類似事業者の選定及び事例の収集に当たっては、受託者の提案を踏まえ、委託者と協議の上、決定することとする。
- ウ 収集した事例に関する評価については、上記(1)の評価手法に準じて行うこととする。

## (3) 今後の広報事業の方向性に関する提案

上記(1)及び(2)の評価結果を踏まえ、有効性や効率性、経済性などの観点から、今後の広報事業の方向性に関する具体的な提案を行うこと。

なお、令和3年度に企業局発足60周年を迎えることから、上記提案を行う際は、60周年記念として考えられる広報事業についても併せて提案すること。

## 5 報告書作成

### (1) 中間報告

令和2年2月25日までに、その時点までの評価、分析結果等の状況をまとめた中間報告を行うこと。

### (2) 最終報告

令和2年3月23日までに以下書類を提出すること。

報告書 A4版 カラー刷り2部、電子データ1部

## 6 留意事項

### (1) 法令の順守

受託者は、関係法令並びに県の条例、規則及び規定を順守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることが出来ない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、あらかじめ承認した場合は業務の一部を委託することができる。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用する事はできない。委託業務終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

個人情報の取得及び管理に当たっては、最新の注意を払い、流出・損失を生じないこと。

(5) 権利の保護

制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(6) 著作権の帰属

本業務に関する所有権や著作権は、原則として委託者に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利等（以下「権利保有物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利保有物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

## 7 その他

(1) 連絡体制

受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、委託者との連絡調整を行うこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が、その都度協議して決定するものとする。